

光市記者発表資料

令和元年7月2日

件名	光ブランド創出事業対象者の公募について
内容	

市では、「光」という名前や地域資源を活用した魅力ある土産品の開発促進に取り組んでいます。このたび、「光」の名前や地域資源を活用した土産品の開発に要する経費の一部を補助する「光ブランド創出事業」の対象者を募集しますので、お知らせします。

1 対象者

本補助金の対象者は、以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 市内で土産品開発を行う法人、団体及び個人であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 本事業で応募した土産品について、市行事等での販売に協力すること。

2 対象事業

土産品の商品名に「光」(表記は漢字、平仮名、片仮名、ローマ字又は外国語も可。)を用いること。

- (1) 新たな土産品を開発するための事業
- (2) パッケージやラベル等のデザインの変更など、既存の土産品を改良するための事業

3 応募期間

令和元年8月9日(金)までに、「補助金交付申請書」(商工観光課備え付け。市ホームページからダウンロード可能)及び添付資料を商工観光課へ提出してください。

詳細は別紙「光ブランド創出事業補助金 実施要領(抜粋)」をご確認ください。

問合せ 光市経済部商工観光課商工労政係
担当：益田 圭一 江藤 瞳
(0833)72-1519

光ブランド創出事業補助金 実施要領（抜粋）

1 事業の目的

光ブランド創出事業補助金は、市内の新たな土産品の創出を促し、光の名前を発信することを目的に、新たな土産品の開発又は既存の土産品の改良を行う人に対して、事業に要する経費の一部を補助します。

2 募集期間

令和元年度の募集期間は、令和元年7月1日（月）から令和元年8月9日（金）までとします。

募集期間終了後、申請案件について審査を実施します。

3 募集対象者

本補助金の募集対象者は、以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 市内で土産品開発を行う法人、団体及び個人であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 本事業で応募した土産品について、市行事等での販売に協力すること。

4 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新たな土産品の開発及び既存の土産品の改良を行う事業で、以下の要件を満たすことが必要です。

- (1) 新たな土産品を開発するための事業
 - ア 商品名に光（光の表記は、漢字、平仮名、片仮名、ローマ字又は外国語による表示も可能とする。）を用いること。
 - イ 土産品の開発後、速やかな販売が見込まれること。
- (2) 既存の土産品を改良するための事業
 - ア 商品名（光特産・光名物等の表記を含む）で光市の土産品である旨の表示をすること。
 - イ パッケージやラベル等のデザインを変更すること。

5 補助金額

補助対象事業に対する補助金の額は次のとおりです。

補助対象事業	補助金限度額
新たな土産品を開発するための事業（地元素材あり）	20万円
新たな土産品を開発するための事業（地元素材なし）	10万円
既存の土産品を改良するための事業	10万円

補助金限度額を上限に、補助対象経費の10/10を補助します。

1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。

6 補助対象事業の期間

補助対象事業の期間は、交付決定日から令和2年2月20日（木）までとなります。

7 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる経費は、以下の条件を満たすものを対象とします。

- (1) 土産品の企画の要する経費
- (2) 土産品のパッケージ、ラベル等のデザイン製作に要する経費
- (3) 特許権等の出願に要する経費
- (4) 土産品の販売促進に向けた啓発に要する経費
- (5) 補助対象事業の土産品を、店頭でPRすることを目的としたツールの製作に要する経費

8 応募件数

同一者による応募は、1件とします。

9 応募手続きの概要

手続き（申請、実績報告、請求）は、すべて商工観光課窓口で行います。
（持参のみ、郵送等不可）

申請から請求までの書類は、必ず同一の印鑑を使用してください。

「補助金交付申請書」（商工観光課に備え付け。市ホームページからダウンロード可能）に、以下の書類を添付して提出してください。

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・市税の完納証明書 申請前1か月以内に発行のもの（正本1部）
市ホームページ参照